

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20250207	南濃運輸株式会社(法人番号6200001015046) 代表者野田慎治	岐阜県養老郡養老町飯田1350-10	本社営業所	岐阜県養老郡養老町飯田字小深田1350-10	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年2月15日及び令和6年3月14日、監査方針に基づいて、監査を実施、9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2	20250214	ミナトヤ運輸株式会社 (法人番号 4210001014503) 代表 者大河内俊彦	福井県越前市岩内町第24 号2番地の5	本社営業所	福井県越前市岩内町第24 号2番地の5	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年10月1日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	12	12
3	20250220	日本運輸株式会社(法人番号 8070001019926) 代表 者橋本澄人	群馬県邑楽郡大泉町大字 寄木戸壁屋612	静岡営業所	静岡県磐田市岩井宇西原 1907-1149	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和7年2月4日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年2月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20250228	株式会社エコロジス(法人番号5210001008248) 代表者加藤信孝	福井県福井市二日市町第20号12番地	本社営業所	福井県福井市二日市町20字堂之下18番地、19番地	輸送施設の使用停止(195日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和6年10月8日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。19件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(18)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(19)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4)	20	20

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20250228	有限会社瀧澤トランスポート(法人番号2080002010574) 代表者瀧澤芳弘	静岡県静岡市清水区山切364-8	本社営業所	静岡県静岡市清水区能島字青木窪884-7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項	令和7年2月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年2月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20250228	株式会社トーマ東海 (法人番号 7180001122546) 代表 者時吉康二	愛知県名古屋市港区東土 古町二丁目1番地の16	本社営業所	愛知県名古屋市南区鳴浜 町2丁目4番1号	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年11月13日及び令和6年11月25日、監 査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反 が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条第4項)、(2)整備管理者の変更届出違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、 (3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の 記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第8条)、(5)業務の記録記載事項等不備 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、 (6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等 台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対 する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対す る指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に 対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、 (11)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第19条)、(12)輸送 の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物 自動車運送事業法第24条の3)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。